

合格科目免除期間延長申請用認可外保育施設証明書の 申請手順について

◆通常3年間の筆記試験合格科目の有効期間を、対象施設において対象期間内に所定の勤務期間および勤務時間、児童等の保護に従事した場合最長5年まで延長することができます。

認可外保育施設で勤務した方が合格科目免除期間延長申請を行う際には「合格科目免除期間延長申請用認可外保育施設証明書」の発行が必要となります。

◆合格科目免除期間延長申請用認可外保育施設証明書の申請手続きについて

(1) 申請者の勤務施設が対象施設であることを下記担当に確認

【担当】しあわせ子育て応援部こども安心保育支援課 保育支援担当

TEL：023-630-3073

(2) 山形県ホームページ内に掲載する「合格科目免除期間延長申請用認可外保育施設証明書」の様式を後述する「合格科目免除期間延長申請用勤務証明書」を基に作成

(3) 下記、必要な書類一式をこども安心保育支援課に提出

◎必要な書類

①合格科目免除期間延長申請用認可外保育施設証明書（県HPに掲載）

②合格科目免除期間延長申請用勤務証明書の写し

保育士試験事務センターHPに掲載された様式3号、様式4号のことです。

勤務する施設に作成を依頼し、写しを提出してください。

③返信用封筒

長3号封筒に申請者の住所、氏名を明記し、110円切手を貼付してください。

なお、認定書を県庁に直接受け取りに来られる場合は不要です。

◎書類提出先

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県しあわせ子育て応援部こども安心保育支援課 保育支援担当

(注意) 証明書発行には2週間程度の期間をいただく場合があります。

早めの手続きをお願いします。

(4) 提出書類を審査の上、認定された場合、証明書を交付します。

(5) 交付された証明書及び必要書類を添付し、保育士試験事務センターに延長申請を行ってください。

※延長申請手続きについては、保育士試験事務センターに直接確認してください。